



○長野県告示第541号

平成14年7月19日専決処分した平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年10月21日

長野県知事 田 中 康 夫

平成14年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2591億 円	10億 円	2601億 円
13 繰越金	9147万7千円	2億 886万6千円	3億 34万3千円
歳入合計	1兆 55億6657万 円	12億 886万6千円	1兆 67億7543万6千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	359億9266万2千円	12億 886万6千円	372億 152万8千円
歳出合計	1兆 55億6657万 円	12億 886万6千円	1兆 67億7543万6千円

財政課

○長野県告示第542号

平成14年10月15日成立した平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年10月21日

長野県知事 田中康夫

平成14年度長野県一般会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2601億 円	2億 33万9千円	2603億 33万9千円
7 分担金及び負担金	87億2866万8千円	1612万 円	87億4478万8千円
9 国庫支出金	1788億2646万7千円	3億6422万3千円	1791億9069万 円
12 繰入金	415億4637万8千円	1億4390万4千円	416億9028万2千円
13 繰越金	3億 34万3千円	6億2309万1千円	9億2343万4千円
14 諸収入	963億3588万4千円	3億9960万4千円	967億3548万8千円

15 県	債	1400億5800万 円	1億4500万 円	1402億 300万 円
歳 入	合 計	1兆 67億7543万6千円	18億9228万1千円	1兆 86億6771万7千円
(2) 歳 出				
	款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総	務 費	372億 152万8千円	8億9856万4千円	381億 9万2千円
3 民	生 費	756億 478万9千円	1814万6千円	756億2293万5千円
5 労	働 費	74億8025万4千円	5920万5千円	75億3945万9千円
6 生	活 環 境 費	53億7148万7千円	1億 6万7千円	54億7155万4千円
7 農	林 水 産 業 費	822億6073万5千円	3億5288万4千円	826億1361万9千円
9 土	木 費	1776億 278万1千円	4億5434万3千円	1780億5712万4千円
11 教	育 費	2146億1001万5千円	907万2千円	2146億1908万7千円
歳 出	合 計	1兆 67億7543万6千円	18億9228万1千円	1兆 86億6771万7千円
2 債務負担行為補正				
	土木公共用地先行取得事業ほか1件	限 度 額	3億2025万4千円	
3 地方債補正				
	農業農村整備事業費ほか1件	限 度 額	1億4500万 円	

財 政 課

○長野県告示第543号

長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の一部を次のように改正する。

平成14年10月21日

長野県知事 田 中 康 夫

第1条中「保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

第2条第1号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同号のアの(キ)を次のように改める。

(キ) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（次号において「特定町村」という。）

第2条第1号のアの(ク)を同アの(ケ)とし、同アの(キ)の次に次のように加える。

(ク) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（次号において「訪問看護事業所」という。）

第2条第2号中「意志」を「意思」に改め、同号のウ及びエを次のように改める。

ウ 特定町村

エ 訪問看護事業所

第3条第1項の表中「保健婦」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦」を「看護師」に、「准看護婦」を「准看護師」に改め、同条第2項中「助産婦」を「助産師」に改める。

第10条中「事業」を「事実」に改める。

第13条第1項第1号中「3年間」を「5年間」に、「3年に」を「5年に」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、同号のアの(ク)に掲げる施設において業務に従事する場合にあつては、同アの(ア)から(カ)までに掲げる施設において業務に従事した期間が3年以上ある者に限る。

第13条第1項第3号中「助産婦」を「助産師」に、「3年間」を「5年間」に、「3年に」を「5年に」に改め、同条第4項第1号中「2分の3」を「2分の5」に改め、同項第2号中「助産婦」を「助産師」に、「2分の3」を「2分の5」に改める。

附 則

この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修

学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医 務 課

○長野県告示第544号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上水内郡戸隠村大字豊岡字川手8082の8から8082の12まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森 林 保 全 課